

中国における実用新型特許の創造性判断
～先行技術における技術啓示～
中国特許判例紹介(139)

2026 年 9 月 10 日
執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では創造性（日本の進歩性に相当）に関し、以下の通り規定している。

創造性とは、公知技術に比べて、その発明が格別の実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう（専利法第 22 条第 2 項）。

本事件では、主引例との相違点に対し、副引例を組み合わせて技術的課題を解決するための技術啓示が副引例に存在するか否かが争点となった。

最高人民法院は、技術啓示が存在し創造性なしと判断した審判部の決定¹を取り消し、創造性を有する判断を下した一審判決²を支持した³。

2. 背景

(1)特許の内容

特許権者である建華建材（中国）有限公司及び江蘇建華新型壁材有限公司は、「一体式機械接続ジョイント装置」と称する実用新型特許第 202021340478.6 号(以下、478 特許という)を所有している。478 特許は 2020 年 7 月 9 日出願され、2021 年 3 月 30 日に登録された。

争点となった請求項 1 は以下のとおりである。なお筆者において争点となった主引例との相違点に下線及び符号を付した。

1. 一体式機械接続ジョイント装置において、

上ナット、下ナット、プラグロッド、リミットスリーブ、弾性部品、シールシリンダ及び保持スリーブを含み、

プラグロッドの上部は上ナット内に挿入され、リミットスリーブ、弾性部品、シールシリンダ及び保持スリーブは下ナット内に挿入され、

リミットスリーブ 4 の下部及びシールシリンダ 6 の上部は共にねじ山を有し、シールシリンダ 6 は、リミットスリーブ 4 にねじ込まれて一体化され、シールシリンダ 6 底

¹ 審判部決定 第 562944 号

² 北京知識産権法院 2024 年 11 月 28 日判決（2023）京 73 行初 19852 号

³ 最高人民法院 2026 年 5 月 29 日判決（2025）最高法知行終 177 号

前記シールシリンダ 6 の下部には貫通孔 12 を有するリミット台 11 が設けられ、弾性部品 7 はリミット台 11 上に置かれ、

前記プラグロッドの下部には、錐形段、円柱段及び保持ヘッドが順に設けられ、保持ヘッドは保持スリーブ内に挿入され、保持プラットフォームと嵌合され、

478 特許に対し、創造性違反を理由とする無効宣告請求がなされ、知識産権局審判部は、請求項 1 について証拠 1 及び証拠 3 の組み合わせにより創造性なしとする決定を下した。一方、北京知識産権法院は上記相違点に関し、証拠 3 には組み合わせための技術啓示が存在せず創造性を有するとして、審判部の決定を取り消す判決を下した。無効宣告請求人は判決を不服として最高人民法院に上訴した。

3.最高人民法院での争点

争点：証拠 3 に技術啓示が存在するか否か

4.最高人民法院の判断

判断：技術啓示は存在せず請求項 1 は創造性を有する

専利法第 23 条第 3 項は以下の通り規定している。

「創造性とは、現有技術に比べて、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう。」

保護を求める実用新型が、現有技術（日本の特許法第 29 条第 1 各号の発明に相当）と比較して実質的特徴及び進歩を有するか否かを判断する場合、通常最初に、最接近の現有技術を確定し、その次に保護を求める実用新型が、最接近の現有技術と比較してどのような区別技術特徴（日本の相違点に相当）を有するか分析し、その後該区別技術特徴により奏される技術効果に基づき実用新型が実際に解決しようとする技術課題を確定し、最後に保護を要求する実用新型が、当業者にとって自明といえるか否かを判断する。その判断過程において、現有技術全体が、上述の区別技術特徴を、該最接近の現有技術に適用して、その存在する技術課題を解決する技術啓示を与えているかを判断しなければならない。

この種の啓示は、当業者に、前記技術課題に直面した際、該最接近の現有技術を改修して、かつ保護を求める特許技術方案に至る動機づけを与えるものである。現有技術にこの種の技術啓示が存在する場合、請求項で保護を求める技術方案は自明であり、実質的特徴を有さず、創造性を有さず、そうでなければ、創造性を有する。

国家知識産権局は上訴にて以下の通り主張した、区別技術特徴 1 に対し、証拠 3 には、バネ底部の接触位置が不均一でありバネが歪斜的となる技術課題が存在し、プラグは支持作用と同時に、水平調整と、間隔調整作用を果たす。証拠 3 は、底部での接触が不均一なためにバネの位置がずれているという技術的な問題を示している。プラグは支持機能と水平調整および間隔調整機能の両方を果たしている。それゆえ証拠 3 中のプラグ構造は、対応する技術啓示を示しており、証拠 1 中に応用することができ、公知常識を結合して本特許請求項 1 の技術方案に想到でき、当業者からすれば自明である。

本事件の争点は証拠 3 が区別技術特徴 1 に対し、対応する技術啓示を示唆しているか否かである。最高人民法院は以下の通り判断した。

(1)証拠 3 が主に解決する技術課題と本特許が実際に解決する技術課題は相違する。

証拠 3 の明細書背景技術部分の記載に基づけば、証拠 3 は、プラグロッドが偏心して挿入された際、部分的にくさびが先後してバネに接触しバネが歪斜し、その結果機械的な接合部の接続不良を招き、さらには接続に失敗するという技術課題を解決しようとするものである。

証拠 3 はバネ歪斜がコネクタの挿入不良をもたらす点に焦点を当てているが、証拠 3 が、バネ歪斜をもたらす原因と、本特許中のプラグロッド挿入時にバネ底部の接触位置の不均一によりバネ歪斜が起こることとは必ずしも同一ではなく、証拠 3 が主に解決しようとする技術課題と本特許が実際に解決しようとする技術課題が必ずしも同一ではない。

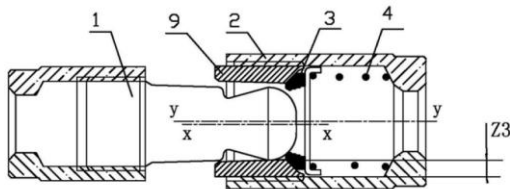


図27

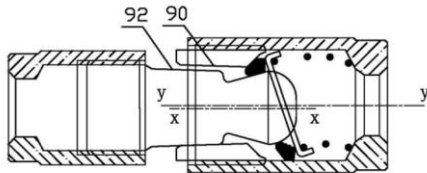


図28a

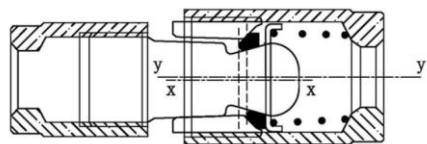


図28b

証拠 3 中の背景技術の図 27、28 に示すバネ底部は、プラグ構造がない場合、直接その部品上に接し、客観上バネ底部の接触位置の不均一な状況が存在するとしても、それは証拠 3 におけるプラグ構造の直接的な原因ではない。

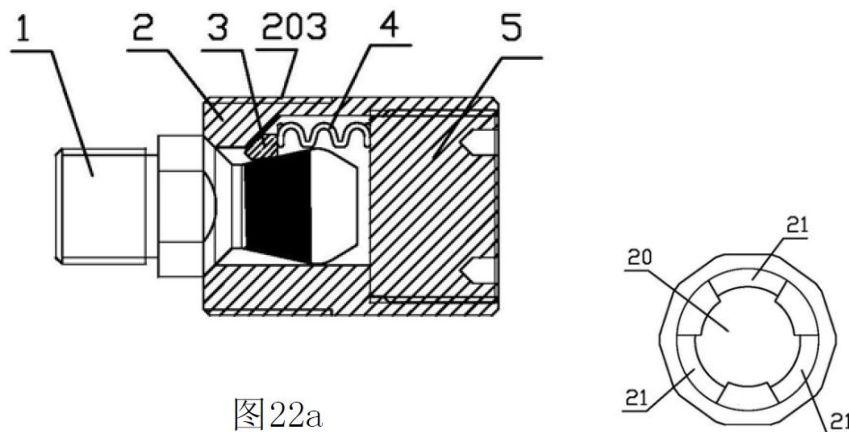


图22a

(2) 証拠 3 の全体構造と本特許の全体構造との差異は比較的大きい。

証拠 3 の明細書第[0074][0084][0095]段落の記載及び図 22a に基づけば、証拠 3 は、解決しようとする技術課題に対し、受入制限スリーブ 2 に滑槽 3 を採用し、楔片及びバネ 4 を滑槽 21 中に配置し、受け入れ制限スリーブの最小内径とプラグの最大外径との間の間隙を縮小し、プラグロッドの偏心挿入を防止している。

バネの一端は楔片に当接し、他端はプラグに当接し、第四種構造のプラグは円柱体かつプラグ取り付けキャビティに配置される。このことから、証拠 3 中の楔片は、分体式構造でありかつ滑槽内を滑動し、滑槽が複数存在する場合、滑槽は受入制限スリーブの内壁上周向に分布し、多くの滑槽の相互独立により、各滑槽中の楔片及びバネを相対的な独立運動とさせることができる、ということがわかる。

証拠 3 の全体構造と、本特許が採用するシールシリンダ構造、リミットスリーブの下部及びシールシリンダの上部ねじ山接続構成全体、保持スリーブ及び弾性部品がともにシールシリンダ内腔中に設けられる一体式構造とは、差異が比較的大きい。たとえ証拠 3 中のプラグがバネを安定的に支持する作用を有するとしても、プラグとシールシリンダとの両者が発揮する機能・作用の基礎性またはベースとなるメカニズム原理に一定の重複があるというだけで、直接両者が実質的に同一または互換性があると認定することはできない。従って証拠 3 の分体式構造に基づけば、当業者は、証拠 3 中から得られる対応する技術啓示をもって、証拠 3 中のプラグ構造を証拠 1 中に適用することは困難である。

(3) 技術啓示は存在しない。

直接的に、本特許発明思想または発明目的を体现する技術特徴について、現有技術が対応する技術啓示を提供できず、当業者の公知常識に属することの証拠証明を有さない

場合、通常は当業者が容易に該技術特徴に想到できると認定できない。

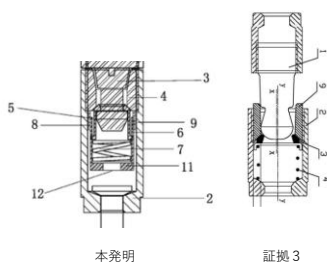
本特許は一体式ジョイント装置であり、区別技術特徴 1 は、直接的にその発明思想を体現している。たとえ証拠 3 のプラグ構造を証拠 1 中に適用したとしても、プラグを証拠 1 中でさらに一歩進んでシールシリンダ構造に改造し、さらに証拠 1 中の中間ナット下部を、下に延伸させてシールシリンダねじ山に接続して全体を構成するよう改造し、かつシールシリンダ底端と下ナット底端との間に空隙を有するよう改造することを、当業者は容易に想到することはできない。

5. 結論

最高人民法院は、技術啓示が存在し創造性なしと判断した審判部の決定を取り消し、創造性を有する判断を下した一審判決を支持した。

6. コメント

中国では創造性の判断にあたり、「技術啓示」の有無を考慮する。具体的には主引例との一致点及び相違点を認定した後に、先行技術全体が、相違点を当該主引例に適用して、その存在する技術的課題を解決する技術啓示を与えているかを判断する。



本事件では副引例の技術的課題及び構造が本発明と大きく相違することに加えて、技術啓示も存在しないことから創造性を有すると判断された。中国における創造性の判断プロセスを理解するうえで重要な事件である。

判決日 2026 年 5 月 29 日

以上